

公共サービス改革基本方針

令和7年6月24日
閣議決定

目 次

第1章 意義及び目標	1
第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	1
第1節 基本的な考え方	1
1 公共サービスに関する不断の見直し	1
2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組	2
3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割 ...	3
第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置	3
1 対象公共サービスの選定	3
2 法に基づく入札の実施等	5
3 対象公共サービスの実施等	6
第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札	7
第4節 監理委員会	8
第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価	8
1 評価の位置付け	8
2 評価の手続	8
3 評価の観点	9
第6節 公務員の処遇	10
第7節 制度の活用に向けた取組	10
第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項	10

第1章 意義及び目標

昨今の厳しい財政事情の中で、国民に対して、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を目的とした公共サービス改革を推進することは、国及び地方公共団体を通じた我が国全体にとって喫緊かつ重要な課題の一つである。そのため、国又は地方公共団体が行っている公共サービスについて、競争を導入することにより、当該公共サービスの実施主体の切磋琢磨、創意工夫を促すとともに、事務又は事業の内容及び性質に応じた必要な措置を講ずることが重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく取組については、国民の視点に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施に関して、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものとする。

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革（以下「公共サービスの改革」という。）に取り組むものとする。

1 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、国民の視点に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度は見直す。

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務又は事業の内容及び性質に応じた以下の措置を講ずる。

- ① 法第3条第2項の規定を踏まえて、官の責任と負担の下に引き続き実施する必要があると判断された場合には、当該公共サービスを廃止する等の措置を講ずる。
- ② 必要性があるとしても、官自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、法に基づく官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）を実施する等の必要な措置を講ずる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、法に基づく入札又は廃止等の対

象から除外されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間事業者の創意と工夫をいかす観点から、提出される民間事業者の意見又は国民の意思等を十分踏まえ、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）による審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条第8項の規定により、法に基づく入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）については、その実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を行った上で、当該対象公共サービスの事後の実施の在り方等を見直すこととしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、事業の評価についても的確に実施する。

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して法に基づく入札に付することにより、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが求められている。

このため、対象公共サービスを選定するに当たっては、まず、本節1に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、事務又は事業を官自らが実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その上で、民間事業者に委ねることができると判断された業務のみならず、既に民間委託が行われている業務であっても、透明かつ公正な競争の導入による事業の改善が必要と判断された場合には、法に基づく入札を実施することについて積極的に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）においては、民間事業者の創意と工夫を業務に反映する観点から、民間事業者からの業務に対する改善提案を積極的に受け入れるほか、当該対象公共サービスの従来の実施における達成水準の程度やそれに要した経費について可能な限り明らかにする必要がある。

なお、当該対象公共サービスの事業の目標や確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事業の評価の際に、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるよう十分に留意した上で、実施要項等の内容を検討する必要がある。その際、契約に定められた達成目標を著しく下回った民間事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。

さらに、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足や物価高の継続、デジタル技術の進展等、事業を取り巻く環境が絶えず変化を続けていることに鑑み、国の行政機関等は、民間事業者の意見も十分に加味しながら、各対象公共サービスの個別具体的な事情を踏まえ、機動的かつ柔軟に対応しなければならない。

3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

国の行政機関等は、法に基づく入札の結果、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法第4条第1項の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、法及び当該民間事業者との契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、法第6条の規定を踏まえ、当該対象公共サービスの公共性を認識の上、国民の信頼が確保されるよう、法令を遵守することはもとより、その実施に関して責任を持って取り組むことが求められる。

4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスに関して、法に基づく入札を実施するか否かの判断は当該地方公共団体に委ねられているところである。

一方、国の行政機関は、法第4条第2項の規定を踏まえ、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人が円滑に公共サービスの改革に取り組むことができるよう、その取組を阻害している法令の見直しを図るなど環境整備を積極的に進める。

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

（1）対象公共サービスの選定の基本的な考え方

限られた財源の中で国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、本章第1節1①から③までの考え方にに基づき、事務又は事業の内容及び性質に応じて対象公共サービスの選定を行うこととする。

具体的には、以下の①から⑤までを踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 事務又は事業の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

- ③ 法に基づく入札の手続により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 業務の公共性に鑑み、法第 26 条及び第 27 条の規定に基づく監督等を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

民間委託により業務を実施する際には、国の行政機関等の長等は、当該業務の内容に応じて、上記の①から④までを踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

その際には、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローとコストの分析の実施などによる必要な改善の検討を実施することとする。

また、「行政処分」に係る業務は、法に基づく入札又は廃止等の対象から除外されるものではない。ただし、当該業務を民間事業者を実施させる場合には、法律の特例が必要とされる業務として法第 7 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第 5 章第 2 節に規定する「特定公共サービス」として位置付けるため、法の一部改正を行うことが必要となる。

（２）意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮効果が高いと見込まれる業務について、重点的に法に基づく入札又は廃止等の対象とするとともに、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から対象公共サービスを選定していくことが重要である。このため、法第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定を踏まえ、民間事業者が、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者又は地方公共団体等から意見及びそれに必要な情報公表の要請を受け付けることとしている。

また、情報の公表に当たっては、民間事業者が当該業務についての理解を深め、より良い意見を提出することが可能となるよう、当該業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務内容や目的、実施体制、実施方法、従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる情報等を積極的に公表する必要がある。

なお、公共サービスに関する意見及びそれに必要な情報公表の要請は、「行政処分」に係る業務又は既に民間事業者等に委託されている業務を含め、広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものである。

このほか、提出された意見の取扱いに対する総務省及び関係行政機関等の検討状況並びに情報公表の要請があった情報については、原則として総務省のホームページにおいて公表するものとする。

(3) 本年度の事業選定の方針

本年度の事業選定に当たっては、国の施策や事業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、既に民間委託が行われている事業も含めて、以下の事業を選定することとする。

- ① 長期間にわたり同一の民間事業者が継続して受託しているなど、競争性の改善が見受けられない公共サービス
- ② 事業者の決定に当たって総合評価落札方式を導入することなどにより、民間事業者の創意と工夫がより発揮され、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ③ 契約の複数年化や事業の委託範囲の見直しにより、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ④ 入札参加資格や要件の緩和、情報開示の拡充等により、新たな民間事業者の参入が見込まれる公共サービス
- ⑤ 行政事業レビュー等において問題等を指摘されるなど、事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

2 法に基づく入札の実施等

(1) 実施要項の作成

法に基づく入札を実施するに当たっては、法第9条及び第14条の規定により、対象公共サービスの内容等に応じた実施要項を定めることが必要である。

実施要項は、対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質など、対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項等を定めるものであるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報を網羅的に記載するものである。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

特に、対象公共サービスの事業の目的を明らかにし、また確保されるべき質を適切かつ明確に定めるとともに、適切な実施期間を設定することは、民間事業者の創意と工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要である。

また、国の行政機関等の長等は、監理委員会が定めている「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)等に基づいて、実施要項を定める必要がある。

なお、国の行政機関等は、実施要項を定めるに当たっては、より適切な実施要項とするため、必要に応じて、以下に示すような様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針の策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

（２）その他入札の実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、法に基づく入札を実施するに当たっては、可能な限り多様かつ多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任を持って対応するとともに、以下に留意して適切に入札を実施する。

- ① 入札参加資格の有無の確認
国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び同条第3項並びに第14条第2項第3号及び同条第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格並びに法第10条及び同条を準用する第15条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。
- ② 落札者等を決定したときに公表すべき事項
落札者等を決定したときは、法第13条第3項及び同項を準用する第15条の規定に基づき、必要な事項を公表することとなる。落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札参加者の数、入札価格及び総合評価の評価結果等についても、可能な限り詳細な情報を公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。
- ③ 初回の入札で落札者が決定しなかったときの取扱い
初回の入札で落札者が決定しなかった場合には、原則として、入札条件等を見直し、再度公告して入札に付することとする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

3 対象公共サービスの実施等

法に基づく入札の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなるが、この場合、当該提案に基づいて実際に対象公共サービスの質の維持向上を図ることが必要である。

（１）民間事業者が落札者となった場合における対象公共サービスの実施等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を契約に適切に反映させた上で、契約を締結する。

国の行政機関等は、対象公共サービスを開始する前に、当該民間事業者との間において、十分な時間的余裕を持って業務の引継ぎ等の準備行為を実施するものとする。

（２）国の行政機関等が自ら実施する場合における対象公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施する場合、当該入札の際の自らの提案（法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに同条第 2 項に規定する対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

（３）再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨及び目的に照らして認められない。

なお、民間事業者が対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合に、国の行政機関等が講ずべき措置として実施要項に定める内容は、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」において監理委員会が定めるものとする。

第 3 節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、地方公共団体に対し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第 5 条の規定を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、法に基づく入札を実施することが期待される。

そのため、総務省においては、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、地方公共団体における法に基づく入札の実施状況に関し、法第 8 条の規定に基づく実施方針の策定状況及び先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表する。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務について、地方公共団体は、法の定める手続によらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき自ら所要の規則等を定めること

により、法の定める手続と同等の入札手続を実施することができる。

その場合、法の定める手続等を参考にしつつ、地域の実情に応じ、公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

第4節 監理委員会

監理委員会は、公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために総務省に設置されており、法の基本理念を具体化するための重要な役割を担う組織である。

そのため、国民の視点及び公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、審議の過程においては、国の行政機関等と議論することや民間事業者又は地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

他方で、各対象公共サービスの個別具体的な事情も踏まえつつ、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日付け官民競争入札等監理委員会決定）の適切な運用により、監理委員会の審議等の効率化にも努める。

第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

1 評価の位置付け

公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検証した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

そのため、総務大臣は、法第7条第8項の規定に基づき、対象公共サービスの確保されるべき質の達成状況、経費の削減効果等の当該対象公共サービスの実施状況を踏まえ、事業の評価を行い、その結果を公表するとともに、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して基本方針を変更する。

2 評価の手続

法第7条第8項に規定する総務大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了にあわせて行うこととされている。この評価は、事業の評価結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に当該対象公共サービスの継続又は廃止等の次の段階に速やかに移行することができる適切な時期から開始されなければならない。

すなわち、総務大臣は、事業の評価の開始の時期に関して、対象公共サービスが実施期間終了後も継続して実施される場合には、当該事業の評価の結果を実施要項等に適切に反映させることが十分可能な時期に設定されるよう配慮する必要がある。

具体的には、以下の手続により実施することを原則とする。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、次の3に掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を総務大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、総務大臣は、事業の評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 総務大臣は、事業の評価案について監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する。
- ④ 総務大臣は、確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、あらかじめ対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議の上、変更する。
- ⑤ 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、確定した事業の評価を次期事業の実施要項（案）に反映させる。

3 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する総務大臣の事業の評価は、以下の事項等について、効率性、有効性、妥当性、必要性等の観点から行うこととし、その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

- ① 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また、民間事業者の創意と工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか。
- ② 従来の実施に要した経費と契約金額とを比較した場合又は従来の実施に要した経費と支払金額とを比較した場合、経費の削減の点で効果を上げているか。
（※当該比較に当たっては、業務の委託範囲の増加等の個別的事情や、物価や人件費の上昇等の社会経済的状況等を踏まえ、実質的かつ合理的に判断を行うこととする。）
- ③ 民間事業者が実施している場合の対象公共サービスの実施状況と、国の行政機関等又は民間事業者が実施する同様の業務の実施状況との比較等により、質の維持向上や経費の削減の点で効果を上げているか。
- ④ 発注者側のモニタリング及び監督状況は適切であったか、また、受託事業者と

の連携は取れていたか。

⑤ 目標の達成状況を踏まえ、必要な場合、業務見直し等の対応策が講じられていたか。

⑥ 「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に定める終了プロセスへの移行に当たっては、同指針で示した移行基準に合致しているか。

上記①から⑥までの対象公共サービスの実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無や、今後の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標の内容、対象公共サービスの実施地域・地点、対象公共サービスの範囲、対象公共サービスの実施期間、落札者を決定するための評価基準の見直し等）を整理した上で、方向性を示す。

第6節 公務員の処遇

法に基づく入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。

また、法第31条第1項に規定する再任用職員となることを希望する者に対しては、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

第7節 制度の活用に向けた取組

総務省は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、地方公共団体、民間事業者等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発及び情報提供を行うとともに、関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項については、前章までに記載したもののほか、別表のとおり定める。

政府は、別表に盛り込まれた計画及び措置を計画的かつ着実に実施し、その進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与する。

1. 内閣府
公物管理等業務
【国の業務】

事項名	措置の内容等
現場技術業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の現場技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【契約期間】 令和5年度から開始し1年を超える期間（令和5年度開始事業） 令和6年度から開始し1年を超える期間（令和6年度開始事業） 令和7年度から開始し1年を超える期間（令和7年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事業(務)所
	沖縄総合事務局の現場技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【入札等の実施予定時期】 令和8年度末までに入札公告 【契約期間】 令和8年度から開始し1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事業(務)所

2. 警察庁
情報システム関連業務
【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 警察庁の警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務	警察総合捜査情報システム業務プログラムの開発及び保守業務（事業Ⅰ・Ⅱ）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 犯罪統計等の情報を迅速かつ高度に分析できるよう抽出整理して提供し、第一線の捜査活動を支援するシステムを運用するためのプログラム開発及び保守業務 【入札等の実施予定時期】 令和9年1月を目途に入札公告 【契約期間】 令和9年4月から令和11年2月までの1年11か月間（開発業務） 令和11年3月から令和15年2月までの4年間（保守業務）
イ 警察庁の事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラムの開発及び保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラムの開発及び保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 警察庁の事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務のプログラム開発及び保守業務 【契約期間】 令和5年8月から令和9年2月までの3年7か月間（保守業務） 警察庁の事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容の詳細については、監理委員会と連携して検討する。

3. 消費者庁

施設管理・運営業務及び研修関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
(独) 国民生活センター施設の運営等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 建物維持管理業務 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国民生活センター相模原事務所」(神奈川県)
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修・宿泊者への対応、施設貸出業務並びに食堂及び自動販売機の運営業務 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国民生活センター相模原事務所」(神奈川県)

4. デジタル庁

情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 政府認証基盤の運用・保守の請負	次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府認証基盤の運用・保守の請負について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府認証基盤(GPKI)を構成する二つの認証局(ブリッジ認証局及び政府共用認証局)の運用及び保守に係る以下の業務 ① 高度なセキュリティを確保しつつ、24時間365日正常に稼働させるための認証局の施設(マスタセンタ及びバックアップセンタ)・設備及びシステムの管理や稼働監視 ② 全府省の大臣、局長等の電子公印(電子証明書)の発行 ③ システム脆弱性対応(毎日、提供される脆弱性情報を調査し、テスト環境での検証を踏まえ、本番システムへ適用) ④ 利用者環境の維持(各府省のパソコンのオンライン関連ソフトウェア(JAVA)等のバージョンアップに伴うシステムの稼働確認及び修正) ⑤ システム障害対応(ハードウェア障害やソフトウェア不具合への24時間365日対応)等 【契約期間】 令和3年6月から令和8年1月までの4年8か月間
イ 人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 人事管理、給与管理、共済管理、職員からの届出・申請処理等の諸機能を一体化した政府共通の標準的なシステムである人事・給与関係業務情報システムのプロジェクト管理支援業務 【契約期間】 令和6年4月から令和11年3月までの5年間

5. 総務省
(1) 統計調査関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
科学技術研究調査を除く総務省所管の全ての基幹統計調査	科学技術研究調査を除く総務省所管の全ての基幹統計調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)を踏まえ、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講ずる。

(2) 施設管理・運営業務及び研修関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
平和祈念展示資料館運営管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している平和祈念展示資料館運営管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 平和祈念展示資料館の運営管理業務、施設管理業務、総合案内業務、所蔵資料の保管・整理業務、常設展示業務等、館外活動業務、広報等業務、情報システム等管理・運営業務等の各業務 【契約期間】 令和5年4月から令和10年3月までの5年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国立研究開発法人情報通信研究機構本部建物設備維持管理等業務	国立研究開発法人情報通信研究機構本部建物設備維持管理等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立研究開発法人情報通信研究機構の施設全般についての警備、電気設備・機械設備等の運転操作・保守管理、建築物の保全・その他の業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年10月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和13年3月までの5年間
イ 国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所設備管理業務	国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所設備管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 未来ICT研究所(兵庫県)の施設全般についての電気設備・機械設備等の運転操作・保守管理、警備、環境衛生管理、その他の業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年10月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間

(3) 情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
総合無線局監理システム運用技術支援等の請負	総合無線局監理システム運用技術支援等の請負について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 運用管理・監視等、運用サポート業務、業務運用支援、運用実績の評価と改善支援、附帯運用業務及びシステム操作 【入札等の実施予定時期】 令和8年5月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年9月から令和11年3月までの2年7か月間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 インターネットアクセス・メールの送受信・共有ファイルの利用等、一般的なサービス利用を行うための運用、研究へのネットワークサポート、サーバサービスサポート 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「小金井本部」(東京都)、「ユニバーサルコミュニケーション研究所」(京都府)及び「未来ICT研究所」(兵庫県)

6. 法務省
(1) 登記関連業務
【国の業務】

事項名	措置の内容等
証明書交付等事務（乙号事務）	次の内容の民間競争入札により事業を実施している証明書交付等事務（乙号事務）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務 【契約期間】 令和6年度から開始し5年を超えない期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国413か所（令和7年4月1日現在）のうち399か所の登記所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例

(2) 刑事施設関連業務
【国の業務】

事項名	措置の内容等
刑事施設の運営業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第8～11号に掲げる業務及びその他の非権力的業務（被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 令和5年8月から令和15年3月までの9年8か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「静岡刑務所」（静岡県）及び「笠松刑務所」（岐阜県） 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～6号及び第8～11号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務（被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 令和6年3月から令和15年3月までの9年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「美祢社会復帰促進センター」（山口県） 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例

事項名	措置の内容等
刑事施設の運営業務（続き）	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第5号及び第8～11号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務（被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 令和3年3月から令和12年3月までの9年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「喜連川社会復帰促進センター」（栃木県）及び「播磨社会復帰促進センター」（兵庫県） 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～12号に掲げる業務及びその他の非権力的業務（被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 令和7年2月から令和16年3月までの9年2か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「島根あさひ社会復帰促進センター」（島根県） 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例

(3) 情報システム関連業務
【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 電子認証システムに係る運用・保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している電子認証システムに係る運用・保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電子認証システムに係る機器を設置するため、「政府認証基盤（GPKI）ブリッジ認証局（BCA）との相互認証業務に関するCP/CPS」に定める高度なセキュリティが確保された場所の提供を受けるとともに、システムを24時間365日稼働させるための維持管理業務並びに障害発生時の受付、原因の切分け、解析・復旧作業及び登記所職員からの問合せ対応など、システムの確実な運用・管理のために必要な運用支援業務 【契約期間】 令和6年11月から令和11年3月までの4年5か月間
イ 更生保護WANシステム運用管理支援業務	更生保護WANシステム運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 法務省保護局、更生保護官署、法務総合研究所、矯正施設内の駐在保護観察官室等を接続した広域通信ネットワークにおいて利用するサーバ装置、端末等、グループウェアで構成されたWANシステムである更生保護WANシステムの運用管理支援業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和9年4月から令和13年3月までの4年間

事項名	措置の内容等
ウ 供託システムの運用・保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している供託システムの運用・保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 全国に311か所ある供託所において、供託制度の事務処理に用いられている供託システムの運用・保守業務 【契約期間】 令和6年11月から令和11年3月までの4年5か月間

7. 外務省

(1) 施設管理・運営業務及び研修関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
(独) 国際協力機構の北海道センター（札幌）建物管理・運営業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構の北海道センター（札幌）建物管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 北海道センター（札幌）の施設利用者がより快適な施設利用をできるよう建物・設備、外構等の性能を維持管理し、総括業務、フロント業務、設備管理業務、会議室等設営業務、清掃業務、リネン類等サプライサービス及びその他備品に係るクリーニング業務、警備業務、レストラン運営業務、植栽管理業務、情報通信技術（ICT）ヘルプデスク業務並びに除排雪業務の各業務を行う。 【契約期間】 令和7年4月から令和12年3月までの5年間

(2) 情報システム関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア (独) 国際協力機構のコンピュータシステム運用等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構のコンピュータシステム運用等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）国際協力機構における基盤系システム及びハウジングサービスの設計、構築、運用業務 【契約期間】 令和5年11月から令和11年5月までの5年7か月間
イ (独) 国際協力機構のJICA情報通信網の更改	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構のJICA情報通信網の更改について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）国際協力機構が業務で利用するJICA本部、国内外の拠点・データセンタの通信網に係る設計・構築及び運用・保守等に係る業務 【契約期間】 令和6年2月から令和12年3月までの6年2か月間

（３）その他の業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア （独）国際協力機構のJICA主催国際協力エッセイコンテスト運営事務局業務委託	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国際協力機構のJICA主催国際協力エッセイコンテスト運営事務局業務委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテストの運営業務（募集用ポスター・チラシの作成、全国の学校等に対する応募促進、応募作品の取りまとめ、一次・二次・最終審査の実施と運営・管理、審査結果の取りまとめ、表彰式の運営、前年度上位入賞者に対する海外研修旅行の実施等） 【契約期間】 令和４年４月から令和８年３月までの４年間
イ （独）国際協力機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務	（独）国際協力機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 マネージドプリントサービス（MPS）の導入に係る出力機器類の最適配置計画書の作成、ICカード認証印刷機能の設計、MPSに係る物品調達、出力機器類の入替作業、ハードウェア、ソフトウェアの保守・運用及び消耗品監理業務、出力機器の配置及び機能の見直し、現状復帰業務及び引継ぎ作業に関する業務 【入札等の実施予定時期】 令和８年８月を目途に入札公告 【契約期間】 令和９年１月から令和14年８月までの５年８か月間

８．財務省

（１）施設管理・運営業務及び研修関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 「さいたま新都心合同庁舎１号館」の管理・運営業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「さいたま新都心合同庁舎１号館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の電気機械設備等運転・保守管理業務、警備業務及び清掃業務 【契約期間】 令和５年４月から令和８年３月までの３年間
イ 「横浜第２合同庁舎」の管理・運営業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「横浜第２合同庁舎」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の電気・機械・監視制御設備管理等保守点検及び環境衛生管理業務、警備業務、清掃業務等 【契約期間】 令和７年４月から令和10年３月までの３年間

（２）情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国有財産総合情報管理システムの運用・保守業務	国有財産総合情報管理システムの運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産総合情報管理システムに係る運用サービスマネジメント業務や業務運用支援といったシステムの運用に関する業務 【入札等の実施予定時期】 令和10年７月を目途に入札公告 【契約期間】 令和11年１月から令和14年３月までの３年３か月間
	国有財産総合情報管理システムの保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産総合情報管理システムに係る保守マネジメント業務やソフトウェア等の保守管理といったシステムの保守に関する業務 【入札等の実施予定時期】 令和10年７月を目途に入札公告 【契約期間】 令和11年１月から令和14年３月までの３年３か月間
イ 国税システムのシステム運用業務委託一式（東京国税局）	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国税システムのシステム運用業務委託一式（東京国税局）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東京国税局において運用している国税総合管理システム、国税電子申告・納税システム等のセンターバッチ処理及びこれに付随する業務の委託 【契約期間】 令和３年４月から令和８年３月までの５年間

事項名	措置の内容等
ウ 電子計算機の運転等業務一式（大阪国税局）	次の内容の民間競争入札により事業を実施している電子計算機の運転等業務一式（大阪国税局）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 大阪国税局において運用している国税総合管理システム、国税電子申告・納税システム等で使用する電子計算機の運転及びこれに付随する一切の業務並びに国税システム及びOAシステムに付随するデータ管理業務の委託 【契約期間】 令和3年4月から令和8年3月までの5年間

（3）その他の業務
【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
（株）日本政策金融公庫の帳票の印刷業務及び発送業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（株）日本政策金融公庫の帳票の印刷業務及び発送業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 帳票データを受信、印刷、仕分け、封入封かん及び発送する業務 【契約期間】 令和6年3月から令和11年12月までの5年10か月間

9. 文部科学省
（1）施設管理・運営業務及び研修関連業務
【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の学術総合センター建物管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の学術総合センター建物管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 施設の設備管理業務、警備業務等 【契約期間】 令和7年2月から令和10年3月までの3年2か月間
イ 京都国立近代美術館来館者対応業務	（独）国立美術館の京都国立近代美術館来館者対応業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 京都国立近代美術館における来館者対応に係る全般的な業務（統括業務、入館対応業務、看守業務、レセプション運営補助業務、イベント運営補助業務及び警備業務） 【入札等の実施予定時期】 令和7年10月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間
ウ 国立新美術館ライブラリー運営業務	（独）国立美術館の国立新美術館ライブラリー運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立新美術館のアートライブラリーにおける、美術資料の受入れ・登録・保存、閲覧、書架・書庫管理等の管理運営業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年10月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間
エ 国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国立美術館の国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立西洋美術館の建築物及び設備機器（電気、照明及び空調関係）を対象とした統括管理業務及び建物管理業務 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間
オ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所施設清掃業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所施設清掃業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 原子力科学研究所における管理区域（核物質防護を要する区域）も含めた施設清掃業務 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間
カ 国立研究開発法人理化学研究所の和光地区宿舍管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人理化学研究所の和光地区宿舍管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立研究開発法人理化学研究所和光地区の宿舍管理業務（国際交流会館、仁科ロッジ等） 【契約期間】 令和7年4月から令和11年3月までの4年間

（２）情報システム関連業務 【独立行政法人等の業務】	
事項名	措置の内容等
ア （独）国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 情報基盤システムの構築・保守・運用支援業務 【契約期間】 令和５年12月から令和10年11月までの５年間（運用・保守業務（契約期間満了後の撤去関連業務を除く。））
イ （独）大学入試センター業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務	（独）大学入試センター業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 サーバ等機器の賃貸借及びソフトウェアの調達（ライセンス契約）のリース契約の代行、サーバ等機器の設置、OSやソフトウェアのインストール・設定・動作確認並びにサーバ等機器及びソフトウェアの保守業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年７月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年８月から令和13年７月までの５年間
ウ （独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 振興会情報システムの運用・保守（保守支援を含む。）、管理等を行う。 【契約期間】 令和４年４月から令和９年３月までの５年間 （独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 振興会情報システムの運用・保守（保守支援を含む。）、管理等を行う。 【入札等の実施予定時期】 令和８年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和９年４月から令和14年３月までの５年間
エ 国立研究開発法人海洋研究開発機構ネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人海洋研究開発機構ネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立研究開発法人海洋研究開発機構ネットワーク機器の賃借等、セキュリティ監視支援業務 【契約期間】 令和６年４月から令和12年３月までの６年間（機構内ネットワーク機器の賃借等） 令和６年４月から令和９年３月までの３年間（セキュリティ監視支援業務）

事項名	措置の内容等
オ 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 各種計算機システム、ネットワークシステム及び関連設備（監視設備、電源、空調等）、各種ソフトウェア等の運用管理支援、利用者支援補助及び監視業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年８月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和10年３月までの２年間
カ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務等について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ① 安全評価に係る技術支援業務 ② 安全・ミッション保証技術研修に係る技術支援業務 ③ 安全・ミッション保証に係るESA/NASA/JAXA三極会合支援業務 【契約期間】 令和５年４月から令和８年３月までの３年間 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務等について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ① 安全評価に係る技術支援業務 ② 安全・ミッション保証技術研修に係る技術支援業務 ③ 安全・ミッション保証に係るESA/NASA/JAXA三極会合支援業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和11年３月までの３年間

（３）調査研究等業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
科学技術イノベーション創出基盤に関する調査分析業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの設置、課題の募集、評価及び管理業務、制度設計、成果の公開業務等を通じた課題の調査分析業務 【契約期間】 令和３年４月から令和８年３月までの５年間

（４）国立大学法人等の業務

事項名	措置の内容等
国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討等	国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされている施設の管理・運営業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、監理委員会の指摘も踏まえ、引き続き経営改善の取組に努める。

（５）その他の業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務	ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ICTを活用した日本語学習コンテンツの充実に向けた調査の実施及び方針の策定、日本語学習サイトの広報等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和８年１月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間 ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための運用保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ICTを活用した日本語学習サイトの運用・改修等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和８年１月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ①JAXA文書管理システムを使用した文書管理支援業務及び②プロジェクト情報管理システムを使用した文書管理支援業務 【契約期間】 令和４年10月から令和９年９月までの５年間
イ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）の個人被ばく管理に係る線量測定及び測定機器の保守等に関する業務 【契約期間】 令和６年４月から令和８年３月までの２年間 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務について、民間競争入札を実施する。その内容の詳細については、監理委員会と連携して検討する。
ウ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の管理運用業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の管理運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報の収集・整理・提供のうち、国内外で発行された冊子、マイクロ資料及び電子媒体の図書、会議録及び技術レポート等（図書等）、国内外で発行された冊子、マイクロ資料及び電子媒体の学術誌及び専門新聞等（雑誌等）の受入れ、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報の整理に関する業務 【契約期間】 令和６年４月から令和９年３月までの３年間
エ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関連する施設等の運転管理に係る業務 【契約期間】 令和６年４月から令和９年３月までの３年間
オ 国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舍生活サポート等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舍生活サポート等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 外国人研究者宿舍の外国人研究者の生活サポート等業務 【契約期間】 令和５年４月から令和８年３月までの３年間

10. 厚生労働省

(1) 日本年金機構関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
国民年金保険料収納事業	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所等で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨、請求等の業務 【契約期間】 令和5年1月から令和8年5月までの3年5か月間（278か所の年金事務所） 令和5年8月から令和8年5月までの2年10か月間（31か所の年金事務所） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国309か所のうち278か所の年金事務所 全国309か所のうち31か所の年金事務所 【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所等で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨、請求等の業務 【契約期間】 令和7年8月から令和11年5月までの3年10か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国309か所の年金事務所 【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例

(2) 統計調査関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 能力開発基本調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している能力開発基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査関係用品の印刷、封入・封かん、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務 【契約期間】 令和5年7月から令和8年3月までの2年9か月間
	能力開発基本調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査関係用品の印刷、封入・封かん、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年2月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年7月から令和11年3月までの2年9か月間

事項名	措置の内容等
イ 就労条件総合調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している就労条件総合調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査関係用品の印刷・配布（送付を含む。）、電子調査票の作成、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿修正に係る業務 【契約期間】 令和5年9月から令和8年3月までの2年7か月間
	就労条件総合調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査関係用品の印刷・配布（送付を含む。）、電子調査票の作成、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び調査対象企業名簿修正に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年3月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年9月から令和11年3月までの2年7か月間

(3) 公物管理等業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 小型実験動物研究施設における、実験動物の飼育管理業務及び施設・設備管理業務 【契約期間】 令和7年4月から令和10年3月までの3年間
イ 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの実験動物飼育管理業務	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの実験動物飼育管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 実験動物飼養保管施設における、実験動物の飼育管理業務及び施設管理業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和9年3月までの1年間

（４）徴収関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 交通事故等の第三者行為災害に係る求償債権、未手続事業主等に係る費用徴収債権、保険給付の過誤払に係る返納金債権及び療養の現物給付誤りに係る利得償還金債権の納入督促業務並びに納入督促によっては債務承認の得られない債権（費用徴収債権を除く。）に係る債権回収等業務 【契約期間】 令和５年４月から令和８年３月までの３年間
	労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 交通事故等の第三者行為災害に係る求償債権、未手続事業主等に係る費用徴収債権、保険給付の過誤払に係る返納金債権及び療養の現物給付誤りに係る利得償還金債権の納入督促業務並びに納入督促によっては債務承認の得られない債権（費用徴収債権を除く。）に係る債権回収等業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和11年３月までの３年間

（５）試験関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
医師国家試験事業等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業、診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業、管理栄養士国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務 【契約期間】 令和５年４月から令和８年３月までの３年間
	医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業、診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業、管理栄養士国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和11年３月までの３年間

（６）その他の業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業	次の内容の民間競争入札により事業を実施している労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 労働条件に関する情報等を発信するためのポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営 【契約期間】 令和７年４月から令和８年３月までの１年間
	労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 労働条件に関する情報等を発信するためのポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営 【入札等の実施予定時期】 令和７年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの医事業務委託	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの医事業務委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 医療事務業務の委託 【契約期間】 令和４年10月から令和７年９月までの３年間
	イ （独）労働者健康安全機構の「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「職場のあんぜんサイト」の運営（運用・保守・管理・更新）及び各種安全衛生情報に関するコンテンツの作成・掲載業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間

11. 農林水産省

(1) 統計調査関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 農作物価統計調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している農作物価統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 オンライン調査システムの利用準備、調査関係用品の印刷、調査対象への調査の連絡・協力依頼、調査関係用品の配布、調査票の作成、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促、調査対象の補充選定、調査票の内容審査、調査対象への疑義照会、調査票の電子化、都道府県別結果表等の作成、価格変動要因等整理表の作成、調査品目に関する実態把握の実施及び調査対象への謝礼支給に係る業務 【契約期間】 令和6年10月から令和12年3月までの5年6か月間
イ 内水面漁業生産統計調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している内水面漁業生産統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査対象の除除訂正及び内水面漁業生産統計調査に係る各種調査対象名簿の作成・報告、調査関係用品の印刷、調査員の確保・指導、調査対象への協力依頼・確定、調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促、調査票の審査、調査対象への疑義照会、調査票データの集計、統計表の作成、内水面漁業・養殖業生産に関する情報の作成及び審査に係る業務 【契約期間】 令和6年11月から令和11年8月までの4年10か月間

(2) 公物管理等業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
現場技術業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方農政局の現場技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【契約期間】 令和5年度から開始し1年を超える期間（令和5年度開始事業） 令和6年度から開始し1年を超える期間（令和6年度開始事業） 令和7年度から開始し1年を超える期間（令和7年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 各地方農政局管内の各事業（務）所 地方農政局の現場技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【入札等の実施予定時期】 令和8年度末までに入札公告 【契約期間】 令和8年度から開始し1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 各地方農政局管内の各事業（務）所

(3) 情報システム関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農研機構LANシステムに接続する業務用端末並びに既存の業務用端末や在宅勤務に使用する購入端末、レンタル端末及び既存の持出用端末に対応するヘルプデスク業務 【契約期間】 令和5年4月から令和8年3月までの3年間 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムヘルプデスク業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農研機構LANシステムに接続する業務用端末並びに既存の業務用端末や在宅勤務に使用する購入端末、レンタル端末及び既存の持出用端末に対応するヘルプデスク業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間

(4) その他の業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
政府米の販売等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府米の販売等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府米の販売及び販売等に必要な保管、運送等の一連の業務の複数受託事業体への包括的な委託 【契約期間】 令和2年度の契約締結日から令和8年3月までの約6年間（令和2年度開始事業） 令和3年度の契約締結日から令和9年3月までの約6年間（令和3年度開始事業）

12. 経済産業省

(1) 統計調査関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）	次の内容の民間競争入札により事業を実施しているエネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 名簿整備、調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び報告書の作成に係る業務 【契約期間】 令和5年10月から令和8年9月までの3年間
	エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 名簿整備、調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び報告書の作成に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年7月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年10月から令和11年9月までの3年間

(2) 情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
経済産業省基盤情報システムの運用管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省基盤情報システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業省基盤情報システムの運用管理に係る問合せ対応、職員向けサービス運用支援（利用申請・受付、各種機器等の貸し出し管理等）、セキュリティに係る運用支援（外部デバイス制御等）等の業務 【契約期間】 令和3年10月から令和8年1月までの4年4か月間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
（独）経済産業研究所RIETI PC-LANサービスの調達	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）経済産業研究所第五期RIETI PC-LANサービスの調達について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業研究所内の端末・複合機等の情報基盤提供のための環境構築、運用保守業務、職員向けヘルプデスク業務（問合せ対応、利用申請・対応受付、各種機器等の貸出管理等） 【契約期間】 令和3年4月から令和8年3月までの5年間

13. 国土交通省

(1) 統計調査関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 国際航空旅客動態調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国際航空旅客動態調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 企画、実査準備、実査、審査、集計及び分析加工に係る業務 【契約期間】 令和5年4月から令和8年3月までの3年間
	国際航空旅客動態調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 企画、実査準備、実査、審査、集計及び分析加工に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年1月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間
	イ 自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の印刷、発送、受付、督促、内容検査、照会対応及び電子データ化に係る業務 【契約期間】 令和4年7月から令和7年9月までの3年3か月間
ウ 建設工事統計調査 調査業務	建設工事統計調査 調査業務について、民間競争入札を実施する。その内容の詳細については、監理委員会と連携して検討する。

(2) 公物管理等業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 空港消防等業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している空港消防等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 航空機事故の際に効果的な消火活動及び迅速な搭乗者の救出活動を行う業務 【契約期間】 令和7年2月から令和10年3月までの3年間2か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京空港事務所」（東京都）及び「新潟空港事務所」（新潟県）

事項名	措置の内容等
イ 国営土地改良事業等における発注者支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している北海道開発局の監督支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【契約期間】 令和５年度から開始し１年以内又は１年を超える期間（令和５年度開始事業） 令和６年度から開始し１年以内の期間（令和６年度開始事業） 令和７年度から開始し１年以内の期間（令和７年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道開発局管内の各事務所等 北海道開発局の監督支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部 【入札等の実施予定時期】 令和８年度末までに入札公告 【契約期間】 令和８年度から開始し１年以内又は１年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道開発局管内の各事務所等
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している岩見沢河川事務所等の図面作成外業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 岩見沢河川事務所等７か所の事務所等におけるデータの作成・修正、画像データの修正、資料の作成・収集・整理等に係る業務 【契約期間】 令和７年４月から令和８年３月までの１年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「岩見沢河川事務所」（北海道）、「岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所」（北海道）、「岩見沢道路事務所」（北海道）、「岩見沢農業事務所」（北海道）、「夕張川ダム総合管理事務所」（北海道）、「夕張川ダム総合管理事務所川端ダム管理支所」（北海道）及び「幾春別川ダム建設事業所」（北海道） 岩見沢河川事務所等の図面作成外業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 岩見沢河川事務所等７か所の事務所等におけるデータの作成・修正、画像データの修正、資料の作成・収集・整理等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和８年１月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「岩見沢河川事務所」（北海道）、「岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所」（北海道）、「岩見沢道路事務所」（北海道）、「岩見沢農業事務所」（北海道）、「夕張川ダム総合管理事務所」（北海道）、「夕張川ダム総合管理事務所川端ダム管理支所」（北海道）及び「幾春別川ダム建設事業所」（北海道）

事項名	措置の内容等
エ 北海道開発局各開発建設部管内の自家用電気工作物保守点検業務	北海道開発局室蘭開発建設部管内の自家用電気工作物保守点検について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 北海道開発局室蘭開発建設部管内における自家用電気工作物等保守点検、災害等支援及び施設等維持作業 【入札等の実施予定時期】 令和８年１月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間 北海道開発局帯広開発建設部管内の自家用電気工作物保守点検について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 北海道開発局帯広開発建設部管内における自家用電気工作物等保守点検、災害等支援及び施設等維持作業 【入札等の実施予定時期】 令和８年１月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和９年３月までの１年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア （独）水資源機構の千葉用水施設管理業務	（独）水資源機構の千葉用水施設管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 印旛沼開発施設、成田用水施設、北総東部用水施設、東総用水施設及び房総導水路施設の巡視等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和10年３月までの２年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「印旛沼開発施設」（千葉県）、「成田用水施設」（千葉県）、「北総東部用水施設」（千葉県）、「東総用水施設」（千葉県）及び「房総導水路施設」（千葉県） （独）水資源機構の千葉用水管理現場技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 千葉用水総合管理所の管理業務等に係る資料作成、設計・積算補助、監督補助等の各業務 【入札等の実施予定時期】 令和７年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和８年４月から令和10年３月までの２年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「千葉用水総合管理所」（千葉県）、「房総導水路管理所」（千葉県）及び「成田北総管理所」（千葉県）
イ （独）水資源機構の千葉用水管理現場技術業務	

(3) 施設管理・運営業務及び研修関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 性能評価センター機械施設保全業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している性能評価センター機械施設保全業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国土交通省航空局交通管制部管制技術課性能評価センターにおいて管理する機械設備（空調・換気・給排水衛生設備等）及び電源設備（非常用発電設備及び無停電電源設備）に係る保全業務 【契約期間】 令和6年4月から令和9年3月までの3年間
イ 高知空港警備業務請負	高知空港警備業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 高知空港における巡回警備及びモニター監視等の業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
(独)自動車技術総合機構の研修センター管理・運営事業	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）自動車技術総合機構の「研修センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修センターにおける厚生補導業務、各種設備等の点検等及び保守業務、清掃業務、施設警備業務、給食業務及びその他の運営業務 【契約期間】 令和3年4月から令和8年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「研修センター」（東京都） （独）自動車技術総合機構の「研修センター」の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修センターにおける厚生補導業務、各種設備等の点検等及び保守業務、清掃業務、施設警備業務、給食業務及びその他の運営業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和13年3月までの5年間

(4) 情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業	次の内容の民間競争入札により事業を実施している海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 海洋情報部電子計算機システムの取付調整・移行作業（搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整、ネットワークの調整、現有資産のデータやプログラムの移行等）及び借入保守（賃貸借、運用支援及び保守）に関する業務 【契約期間】 令和5年6月から令和10年3月までの4年10か月間
イ 電子海図システム借入保守及び取付調整・移行作業	次の内容の民間競争入札により事業を実施している電子海図システム借入保守及び取付調整・移行作業について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 海上保安庁内の電子海図システムの取付調整・移行作業（搬入、取付、接続、ソフトウェアの調整、現有資産のデータの移行等）並びにサーバ・端末・複合機等のハードウェア及びソフトウェアの賃貸借及び運用保守に関する業務 【契約期間】 令和3年6月から令和8年3月までの4年10か月間
ウ 関東管内行政情報システム運営管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している関東管内行政情報システム運営管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 行政情報システム及び行政事務用PCの運営・管理、関東地方整備局内における行政情報システムに係るセキュリティ管理、行政情報システムの更新・改良に関する技術支援、関東地方整備局の各事務所、各出張所等におけるサーバ及びPCの障害対応等に対する技術的サポート等の運営管理業務 【契約期間】 令和6年6月から令和10年8月までの4年3か月間
エ 建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務	建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 建設事業予算執行管理システムについて、同システムを利用する8地方整備局の運用担当職員からの問合せや障害に対しての技術支援、システムの運用管理に係る各種作業支援、プログラム保守、クラウドサービスの提供等を実施する業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間
オ 港湾情報処理システム等の機能提供業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している港湾情報処理システム等の機能提供業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 港湾情報処理システム及び空港施設総合管理情報システムを構成するシステム関連機器（サーバ、ネットワーク機器、端末機等）の運用・保守 【契約期間】 令和7年4月から令和10年3月までの3年間

事項名	措置の内容等
カ 北海道開発局のインターネット回線接続業務	北海道開発局のインターネット回線接続業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 北海道開発局における防災情報の提供及び取得並びに各種サービスの利用を可能とするためのインターネット回線等利用契約業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和9年4月から令和14年3月までの5年間

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
ア (独)住宅金融支援機構総合オンラインシステムの運用業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)住宅金融支援機構総合オンラインシステムの運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)住宅金融支援機構の基幹系システムとして、機構と金融機関等を接続し、データの入出力、帳票出力、返済金及び団信特約料の引落データの集配信等を行う総合オンラインシステムに係る運用統括、運用作業及びサービスデスク業務等の運用業務 【契約期間】 令和5年7月から令和10年12月までの5年6か月間
イ 国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 共用計算機のクラウドサービスの提供及びサーバ機器等の賃貸借並びにシステム運用管理並びにエンドユーザサービス 【契約期間】 令和5年4月から令和10年3月までの5年間
ウ (独)都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)都市再生機構UR-NETの運用支援業務及びヘルプデスク業務 【契約期間】 令和4年10月から令和9年2月までの4年5か月間 (独)都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)都市再生機構UR-NETの運用支援業務及びヘルプデスク業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年9月を目途に入札公告 【契約予定期間】 令和8年12月から令和14年2月までの5年3か月間

(5) その他の業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
東京国際空港IDカード発行業務	東京国際空港のIDカード発行業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東京国際空港における制限区域立入承認証、保安区域立入承認証、旅客検査場への立入に関する許可申請並びに指定地外交通・船舶交通・本邦と外国との間を往来する航空機との交通許可申請に対する立入承認証の発行に係る業務のうち、承認・許可に係る業務以外の承認証発行業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間

14. 環境省

(1) 公物管理等業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
国民公園の維持管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「京都御苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務 【契約期間】 令和5年4月から令和8年3月までの3年間
	国民公園の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「京都御苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務 【入札等の実施予定時期】 令和7年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和11年3月までの3年間
	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「皇居外苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務 【契約期間】 令和7年4月から令和10年3月までの3年間

(2) 情報システム関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ネットワークサービス機器賃貸一式及びネットワークシステム運用保守業務 【契約期間】 令和7年3月から令和12年2月までの5年間

(3) 徴収関連業務

【独立行政法人等の業務】

事項名	措置の内容等
(独) 環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 申告書等の送付及び受理点検、申告・納付手続のための情報提供及び相談への対応、申告書提出の ^{しやうよう} 憑等 【契約期間】 令和5年10月から令和10年9月までの5年間

(4) その他の業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 物質フロー図の更新、第五次循環基本計画の指標に係る進捗状況、今後の検討課題に係る情報収集、検討会及びワーキンググループの開催、循環基本計画に係る物質フロー及び指標に関する補助資料の作成、次年度版循環型社会白書の作成支援等に係る業務 【契約期間】 令和7年4月から令和8年3月までの1年間
	循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 物質フロー図の更新、第五次循環基本計画の指標に係る進捗状況、今後の検討課題に係る情報収集、検討会及びワーキンググループの開催、循環基本計画に係る物質フロー及び指標に関する補助資料の作成、次年度版循環型社会白書の作成支援等に係る業務 【入札等の実施予定時期】 令和8年2月を目途に入札公告 【契約期間】 令和8年4月から令和9年3月までの1年間

15. 原子力規制委員会

情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
ア 原子力規制委員会ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している原子力規制委員会ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 原子力規制委員会ネットワークシステムの設計・構築業務及び運用・保守業務 【契約期間】 令和3年4月から令和7年12月までの4年9か月間
イ 放射線監視に係るシステムの運用・管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している放射線監視に係るシステムの運用・管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方公共団体による放射線監視結果等から得られた環境放射線データの収集・管理（加工・分析等）・公開に用いるシステムの開発及び運用・管理業務について、調達仕様書、要件定義書、運用計画書、保守計画書等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和6年4月から令和12年3月までの6年間
ウ 原子力規制委員会ホームページシステム更改に係る構築及び運用・保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している原子力規制委員会ホームページシステム更改に係る構築及び運用・保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 原子力規制委員会ホームページシステム更改に係る構築及び運用・保守業務 【契約期間】 令和7年4月から令和12年3月までの5年間

16. 防衛省・自衛隊

情報システム関連業務

【国の業務】

事項名	措置の内容等
防衛省中央OAネットワーク・システム	次の内容の民間競争入札により事業を実施している防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理に係る業務 【契約期間】 令和4年3月から令和8年2月までの4年間

17. その他（関係府省）

事項名	措置の内容等
ア 公益法人 関連業務への 官民競争入札 等の活用に関 する検討	関係府省は、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）を踏まえ、入札手続の透明性、公正性及び競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
イ 庁舎等施設 の運営等業務 への官民競争 入札等の活用 に関する検討	関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行う。
ウ 独立行政 法人関連業務 への官民競争 入札等の活用 に関する検討	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）Ⅲ．3．②に基づき情報公開されている業務について、入札手続の透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。 独立行政法人は、自らの事務・事業を見直すために、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）Ⅳに基づき、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。 本別表以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
エ 地方公共 団体が実施す る業務への官 民競争入札等 の活用に関す る検討	地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
オ 特殊法人 の業務の再点 検	特殊法人は、第三者委員会等の更なる活用を図りつつ、随意契約を実施している事業を競争性のある契約へ移行させることにに関して再点検を行うとともに、既に競争性のある契約を行っている業務の競争性の向上を図るとする観点から検討を行う。
カ その他官 民競争入札等 の導入等に向 けた取組等	これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。

（注）上記の事業のうち、閣議決定日以降の監理委員会において終了プロセスへの移行が了承された事業であって、閣議決定日以降に入札を予定している事業については、本表から削除されたものとみなす。